

平成 24 年就業構造基本調査の概要

就業構造基本調査は、指定統計調査（指定統計第 87 号）として、昭和 31 年の第 1 回調査から昭和 57 年の第 10 回調査までは概ね 3 年ごとに実施されていたが、昭和 57 年以後、5 年ごとに実施されており、今回の平成 24 年調査は第 16 回目に当たる。

1 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の実態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としている。

国民の就業・不就業に関する統計としては、この調査のほかに 5 年ごとに実施している国勢調査や毎月実施している労働力調査などがあり、これらの調査においても労働力状態別の人口や産業・職業別の人口など就業の基本的な属性を明らかにしているが、就業構造基本調査は、ふだんの状態によって、就業の基本的な属性に加え、就業日数・時間、就業に対する希望意識や 1 年前との就業異動など、より詳細な就業の実態を明らかにする（ユージュアル方式）ものである。

2 調査の期日

平成 24 年 10 月 1 日午前零時現在で実施した。

3 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成 22 年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約 32,000 調査区において調査を行い、うち本県では、622 調査区において調査を行った。

(2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位（世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する約 47 万世帯の 15 歳以上の世帯員約 100 万人を対象とし、うち本県では 9,642 世帯、18,146 人を対象とした。

ただし、次に掲げる者は除かれている。

- ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
- イ 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者

4 調査の事項

15 歳以上の世帯員に関するもの及び世帯に関するものから成っており、次の事項を調査した。

(1) 15 歳以上の世帯員に関する事項

- ア 全員について

(ア) 基本事項について

氏名、男女の別、配偶者の有無、世帯主との続き柄、出生の年月、就学状況、卒業時期、学校の種類、居住開始時期、転居の理由、転居前の居住地、収入の種類、ふだんの就業・不就業状態

(イ) 訓練・自己啓発について

職業訓練・自己啓発の有無、職業訓練・自己啓発の種類

(ウ) 育児・介護の状況について

育児の有無、育児休業等制度利用の有無・育児休業等の種類、介護の有無、介護休業等制度利用の有無・介護休業等の種類

(エ) 東日本大震災の仕事への影響について

震災による仕事への影響の有無、避難の有無、現在の避難の状況、震災時の居住地

イ 有業者について

(ア) 主な仕事について

従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の経営組織、勤め先の名称、起業の有無、雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の更新の有無・回数、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間、年間収入、転職又は追加就業等の希望の有無、就業時間延長等の希望の有無、転職希望の理由、希望する仕事の形態、求職活動の有無、就業開始の時期、1年前の就業・不就業状態及び前職の有無

(イ) 主な仕事以外の仕事について

主な仕事以外の仕事の有無・従業上の地位、勤め先の事業の内容

(ウ) 前職について

離職の時期、離職の理由、従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、就業継続年月、現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・勤め先での呼称

ウ 無業者について

(ア) 就業の希望等について

就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、求職活動の有無、非求職の理由、求職期間、就業希望時期、就業非希望の理由、1年前の就業・不就業状態、就業経験の有無

(イ) 前職について

離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期、初職の従業上の地位・勤め先での呼称

(2) 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員、15歳以上の世帯人員、世帯全体の年間収入

5 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員、一部の市町村に配置）－統計調査員（調査員）－調査世帯の流れにより実施された。

(2) 調査の実施

調査は、調査員が調査世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行った。

(3) 申告の方法

申告は、調査世帯の15歳以上の世帯員又は世帯主が調査票に記入する方法及び調査員等の質問に答える方法により行った。ただし、一部地域の調査世帯については、インターネットにより回答することも可能とした。